

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯に対し、国民健康保険税の減免を実施します。

## 減免の対象となる世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、納税義務者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税義務者の事業収入など(事業・不動産・山林・給与)が前年と比べて減少が見込まれ、かつ、下記の(ア)から(ウ)すべてに該当する世帯
  - (ア) 事業収入などのいずれかの減少見込額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の事業収入などの10分の3以上である。
  - (イ) 前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額および、山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下である。
  - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※事業収入などの計算方法については、別に定める基準により計算します。

## 減免の対象となる保険税

- ・令和元年度国民健康保険税の令和2年2月分以降の額
- ・令和2年度国民健康保険税

制度の詳細や申請方法については、令和2年度国民健康保険税納税通知書の発送(7月上旬)と併せてお知らせする予定です。

〈問い合わせ〉税務課 収納係 Tel(67) 2703

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人は、介護保険料の減免が受けられます。

## ○対象となる人

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った第1号被保険者(65歳以上の人)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などのうち減少が見込まれ、次の二つの要件に該当する第1号被保険者(65歳以上の人)
  - ア 事業収入などのいずれかの減少見込額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること。
  - イ 感染症の影響により、減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

## ○減免割合

- (1) に該当する場合 全額免除

- (2) に該当する場合

対象保険料額	前年の合計所得金額など	減免割合
対象となる期間の保険料額 × 減少が見込まれる事業収入などの前年所得金額 / 前年の合計所得金額	200万円以下	10/10
	200万円超	8/10
	前年の合計所得金額にかかわらず事業などが廃止、または失業の場合	10/10

申請される人によって用意する書類が異なる場合がありますので、事前に電話または健康推進課窓口にご相談ください。

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 Tel(67) 2704